

－1.17は忘れない－「伝える」「備える」「活かす」
震災の経験と教訓を発信する事業を支援します！

ひょうご安全の日推進事業 H29年度 助成事業のご案内



「ひょうご防災減災推進条例」に基づき、県民グループ、地域団体など県民の皆さんによる、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し安全・安心な社会づくりを推進するため、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」を発展していく事業を支援します。

平成29年度は、同条例の成立を受けて、災害時要援護者対策を中心とした地域の共助の取組みを支援するため、2つの新規事業の創設と実践活動事業の拡充を行いました。

〔1〕地域事業・全県事業

NPO、ボランティア団体、実行委員会などによる震災の経験や教訓の継承・発信、今後の災害に備えた安全・安心な地域づくりなどの活動に助成します。

募集期間	事業開始月	申請期間
第1期	平成29年4月～平成29年7月	3月1日～3月15日
第2期	平成29年8月～平成29年11月	6月1日～6月15日
第3期	平成29年12月～平成30年3月	9月15日～9月29日

拡充

〔2〕実践活動事業

地域団体や学生グループ、地域団体と連携した学校や企業による実践的な防災訓練、防災学習など次なる災害に備える実践的な活動に助成します。避難行動要支援者の個別計画・地区防災計画・避難所自主運営マニュアルを策定した地域団体には助成の特例があります。

NEW

〔3〕個別計画等策定事業

地域団体による避難行動要支援者の個別計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルを策定する活動に助成するとともに、計画等策定支援専門家を派遣します。

NEW

〔4〕感震ブレイカー設置・家具固定推進事業

地域団体による避難行動要支援者世帯に対する感震ブレイカーの設置や家具の固定の推進を図る活動に助成します。

〔2〕～〔4〕共通

募集期間	事業開始月	申請期間
通年	平成29年4月～平成30年3月 ※〔2〕（計画等策定済団体の特例のみ）、 〔3〕及び〔4〕は平成29年5月～	事業開始*月の前月5日まで 【注意】5日が土日・祝祭日の場合は、 その前日まで *事業開始には、準備期間を含む

お問い合わせ・資料請求先

【ひょうご安全の日推進県民会議事務局】〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1(兵庫県復興支援課内)
TEL(078)362-9984 FAX(078)362-4459

【申請窓口】申請書は事業を実施する地域を所管する県民局、県民センターの防災担当課へ提出してください。

詳しくは、webサイトをご覧ください

ひょうご安全の日推進事業助成金

検索



スマートホンの方は、こちらのQRコードからどうぞ

ひょうご安全の日推進県民会議

各助成事業の概要

(注意)本チラシには概要のみ記載していますので、申請される場合には、必ず、「ひょうご安全の日推進事業 平成29年度助成事業の手引き」をお読みください。

[1]地域事業・全県事業

- 1 実施団体:** NPO、ボランティア団体、実行委員会、学生団体など
【対象外】 行政機関(国、県、市町)のみで構成される団体 / 反社会的活動を行う団体又はその構成員が事業に関わる団体 / 単独の民間企業
- 2 事業実施時期:** 平成29年4月1日から平成30年3月31日の間
- 3 助成対象事業:**
一般県民を対象として、次のいずれかの目的で実施される講演会、シンポジウム、啓発イベント等の事業
①震災で学んだ教訓を継承・発信する事業 / ②災害への備えや対応について実践・発信する事業 / ③復興の過程で積み上げた経験を継承・発信する事業 / ④犠牲者を追悼し震災をおもい起こす事業 / ⑤震災以後の国内外の災害の教訓を共有・発信する事業 / ⑥その他ひょうご安全の日推進事業としてふさわしいもの
- 4 申請可能回数:** 実践活動事業、個別計画等策定事業を含め、年度内で申請できるのは1団体1回に限ります。
- 5 助成金の額:**
有識者等で構成する委員会で審査し、適正と認められた事業について予算の範囲内で助成金を交付します。

事業区分	助成対象となる事業費	助成上限額 (千円未満切捨)	助成率	ひょうご防災特別推進員関連経費に対する加算
地域事業 ※1	対象経費 4万円以上	50万円以内	対象経費の 1/2以内	左記の助成額に上乘せして、ひょうご防災特別推進員派遣制度に関連する経費を加算助成(上限5万円)
全県事業 ※2	対象経費 10万円以上	100万円以内		

※1 概ね一つの県民局、県民センター所管区域内からの参加者が見込まれる事業
※2 複数の県民局、県民センター所管区域外からも多数の参加者が見込まれる事業

拡充 [2]実践活動事業

- 1 実施団体:** ① 地域団体 / ② 学生グループ / ③ 学校 / ④ 企業・事業所
※ 学校、企業・事業所の場合は、地域住民の参加を要件とします。(学校が防災教育施設の見学を行う場合を除く)
【対象とする地域団体】
上記①の地域団体とは、一定の地域を基盤に活動を行う団体で、下記のすべての要件を満たす団体とします。
 - ・兵庫県内の一定の地域(市町単位以下)を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること
 - ・活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること
 - ・活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること**【対象とする企業・事業所】**
上記④の企業・事業所とは、災害時に企業施設や備蓄品を地域住民に解放することを想定して、平素から地域団体と連携した防災・減災活動を行う企業とします。
- 2 事業実施期間:** 平成29年4月1日から平成30年3月31日の間
- 3 助成対象事業:** 次なる災害に備える実践的な防災訓練、防災学習(防災教育施設への見学を含む)
事業例: 防災訓練 / 救命講習会 / 防災講演会 / 防災体験セミナー / 災害図上訓練(DIG)、避難所運営訓練(HUG) / 災害対応ゲーム「クロスロード」の実施 / 地域と学校が連携した防災まちあるきハザードマップづくり など
- 4 申請可能回数:**
地域事業・全県事業、個別計画等策定事業を含め、年度内で申請できるのは1団体1回に限ります。
- 5 個別計画等策定済団体の助成の特例:**
 - (1) 個別計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルの策定済団体が、助成対象事業を実施する場合、策定した計画等に基づき整備する資機材について、計画等ごとに1団体1回限り助成対象とします。
 - (2) 策定した団体及び計画等については、[3] I 1及び3の要件を満たしていることが必要です。
 - (3) 地区防災計画にあっては、市町の地区防災計画として定められた年度及びその翌年度、その他にあっては市町に計画等を提出した年度及びその翌年度に申請することが必要です。
 - (4) 計画等に基づく資機材の整備費には総額の制限はありません。(助成金の上限は30万円)
ただし、整備する資機材を活用した防災訓練を実施することが必要で、資機材の整備のみは対象外です。

6 助成金の額:

交付申請・実績報告を審査し、適正と認められるものについて予算の範囲内で助成金を交付します。

助成対象となる事業費	助成対象経費に対する助成額		ひょうご防災特別推進員関連経費に対する加算
	助成対象経費	助成額	
対象経費 2万円以上	2万円～10万円未満	助成対象経費と同額(全額助成) (千円未満切り捨て)	左記の助成額に上乗せして、ひょうご防災特別推進員派遣制度に関連する経費を加算助成(上限5万円)
	10万円～20万円未満	10万円	
	20万円～30万円未満	15万円	
	30万円～40万円未満	20万円	
	40万円～50万円未満	25万円	
	50万円～	30万円	

NEW [3]個別計画等策定事業

個別計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルの策定に取り組む地域団体に対して、計画等策定支援助成金と計画等策定支援専門家派遣事業により重点的に支援します。

I 計画等策定支援助成金

1 実施団体: 地域団体のうち、次の団体に限ります。

- ・自主防災組織、自治会、マンション管理組合、これらの連合組織又はまちづくり協議会
- ・計画等の策定を行うため、上記の団体を中心に組織された協議会等

2 事業実施時期: 平成29年度中の交付決定日から1年以内

3 助成対象事業:

① 避難行動要支援者の個別計画の策定

市町から避難行動要支援者名簿情報の提供を受けて、その提供のあった地区内の要支援者の概ね半数以上について定めるものに限ります。

② 地区防災計画の策定

市町の地区防災計画として定められることを目的として市町防災会議に提案する案を策定するものに限りま

③ 避難所自主運営マニュアルの策定

市町の指定避難所において避難者による避難所の自主運営を行うために策定するものに限ります。

※ 個別計画、避難所自主運営マニュアルにあっても策定した計画等を市町に提出し、市町との共有を図ることが必要です。

4 申請可能回数:

助成対象事業の①～③ごとに1団体1回限りとし、かつ年度内に地域事業・全県事業、実践活動事業を含め1回までとします。

5 計画等策定支援専門家派遣事業の利用:

計画等策定支援助成金については、別に定める計画等策定支援専門家派遣事業を利用し、ワークショップ等を開催して計画等の策定に取り組むことを要件とします。

6 市町の計画等所管課との連携:

個別計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルの策定は、市町の防災活動と密接に関連するため、事業の実施にあたっては市町の所管課と連携し、市町の方針と整合性を図りながら必要に応じて、その指導・協力を受けて実施するものとします。

7 計画等の策定に要する備品購入費の特例:

(1) 計画等の策定にあたり必要となる次の備品購入費を助成対象とします。

- ① 計画又はマニュアルの策定のために開催するワークショップに必要な備品(ホワイトボード、プロジェクター等)
- ② 個別訪問等に必要な備品(スタッフの腕章、ゼッケン、ウインドブレーカー、個別支援カードの保管ケース等)

(2) 対象となる備品購入費の上限は5万円までです。

8 助成金の額:

交付申請・実績報告を審査し、適正と認められるものについて予算の範囲内で助成金を交付します。

助成対象となる事業費	助成対象経費に対する助成額	
	助成対象経費	助成額
対象経費 2万円以上	2万円～15万円未満	助成対象経費と同額(全額助成) (千円未満切り捨て)
	15万円～20万円未満	15万円
	20万円～30万円未満	18万円
	30万円～40万円未満	24万円
	40万円～50万円未満	30万円
	50万円～	35万円

9 策定した計画等の提出:

実績報告の際、策定した計画又はマニュアルを提出してください。実施期間内に策定が終わらなかった場合は、期間終了時点での計画等の案と策定経過報告書を提出してください。

II 計画等策定支援専門家派遣事業

個別計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルを策定しようとする地域団体に指導・助言を行うため、県民会議が登録した専門家を無償で派遣します。計画等策定支援助成金を利用せず、専門家派遣事業のみ利用することも可能です。

- 1 派遣人数:** 専門家は派遣にあたって、派遣業務を共同して行う従たる専門家を選定できる。
(派遣1回につき1人まで)
- 2 派遣対象期間:** 原則として交付決定日又は派遣決定日から1年間
- 3 派遣回数・時間:** 原則として5回まで(1人あたり3時間以内)

NEW [4] 感震ブレーカー設置・家具固定推進事業

- 1 実施団体:** 地域団体(自主防災組織、自治会、マンション管理組合、これらの連合組織又はまちづくり協議会)
- 2 事業実施期間:** 平成29年4月1日から平成30年3月31日の間
- 3 助成対象事業:**

- (1) 市町から避難行動要支援者名簿情報の提供があった者の世帯に対して、地域団体が感震ブレーカーの設置、家具の固定のいずれか又は両方を行う事業。(地区内の10世帯以上の避難行動要支援者世帯について行うものに限る。)
- (2) 感震ブレーカーや家具固定器具等の設置・固定を行うことが必要で、これらを購入しただけでは対象となりません。
- (3) 対象世帯が居住する一の住宅につき感震ブレーカーの設置、家具の固定それぞれ1回限り。また、感震ブレーカーは一の住宅につき1個限りとします。
- (4) 感震ブレーカーの設置及び家具の固定の普及啓発に係る経費も助成対象となります。

4 申請可能回数:

1団体1回に限りです。ただし、助成対象経費が50万円を超える場合は、翌年度も継続して申請できます。また、地域・全県事業、実践活動事業、個別計画等策定事業とは別に申請が可能です。

5 留意事項:

- (1) 感震ブレーカーの設置及び家具の固定に係る助成対象経費は、避難行動要支援者1世帯当たり併せて1万円を限度とします。
- (2) 賃貸住宅において感震ブレーカーの設置及び家具の固定(取付工事が不要なものを除く)を行う場合は、家主の承諾を得てください。
- (3) 実績報告時には、感震ブレーカーの設置及び家具の固定をした要支援者世帯ごとに「感震ブレーカー設置・家具固定確認書」を提出してください。

6 助成金の額:

交付申請・実績報告を審査し、適正と認められるものについて予算の範囲内で交付します。

助成対象となる事業費	助成対象経費に対する助成額	
	助成対象経費	助成額
対象経費 2万円以上	2万円～15万円未満	助成対象経費と同額(全額助成) (千円未満切り捨て)
	15万円～20万円未満	15万円
	20万円～30万円未満	18万円
	30万円～40万円未満	24万円
	40万円～50万円未満	30万円
	50万円～	35万円

○ 共通事項

実施団体: 本助成事業の対象となる実施団体は、いずれも団体規約等を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている団体であることが必要です。また、名称が異なっても、構成員等が同様の団体は同一の団体とみなします。

実施場所: 原則として兵庫県内(地域事業・全県事業で、県外(全国、海外)への情報発信効果が特に高い事業、又は災害を経験した地域との交流事業等で、県民会議が認めるものを除く)

防災専門家・防災関係機関の指導・協力:

実践活動事業、感震ブレーカー設置・家具固定推進事業にあつては、防災専門家・防災関係機関[※]の指導・協力のもとに防災訓練・防災学習等の事業を計画・実施することを助成の要件とします。

[※]防災専門家・防災関係機関とは、ひょうご防災特別推進員、防災士、消防署、市町防災担当課、防災教育施設、その他防災専門家とします。

助成額: 実績報告の際、助成対象経費が交付決定時から減額した場合は、実績額に応じた助成額に減額します。